

八幡町地区住民自治協議会規約

(名称)

第1条 この会は八幡町地区住民自治協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、伊賀市自治基本条例の趣旨に従い、八幡町地区を住み良い地区にするため、住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、八幡町地区まちづくり計画（以下、「まちづくり計画」という）を策定し、この計画に基づきまちづくりの実践に勤めることを目的とする。

(事務所の場所)

第3条 協議会の事務所は三重県伊賀市八幡町3192番地の1八幡町市民館内とする。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は八幡町地区内とする。但し、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 伊賀市行政あるいは八幡町自治会および近隣地区との協働事業の実施
- (4) 伊賀市と協定を結ぶまちづくりに関する基本協定書に関する業務の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 八幡町地区に居住する住民（または在勤する者）
- (2) 自治会、八幡町地区で活動する団体
- (3) 八幡町地区に所在する事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

(組織)

第7条 協議会には次の役職を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 部会長 4名
- (5) 監 事 2名
- (6) 参 与 2名
- (7) 事務局長 1名

- 2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。(ただし、八幡町自治会長は会長・副会長いずれかの役職に就く。)
- 3 会計及び事務局長は総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 部会長は、各部会において選出する。
- 5 参与及び事務局事務員(非常勤を含む)は運営委員会の了承を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 4 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 5 参与は、会長の求めに応じ協議会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 事務局長は、協議会の事務を統括する。

(役員任期)

第9条 前条の役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会及び実行委員会(以下「会議」という。)とする。

(会議開催及び運営)

第11条 会議は、各会議の構成員の過半数の出席(委任状による出席を含む)がなければ、これを開くことができない。

- 2 会議を開催するにあたっては、開催日時・場所・議題について、事前に周知することを原則とし、会議は公開とするを原則とする。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところとする。

る。

(総会)

第12条 総会は、役員、運営委員会委員、部会員及び実行委員会委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が召集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を決定する。

(1) 地域まちづくり計画。

(2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意。

(3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること。

(4) その他、重要事項に関すること。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、会長、副会長、部会長及び事務局長、会計により構成する。

2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 会長は、運営委員会の議長となる。

5 会長は、必要であると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、次の部会を置く。

(1) 健康・福祉部会

(2) 教育・文化・スポーツ部会

(3) 広報・情報・防災部会

(4) 人権・まちづくり部会

2 部会員は、協議会の趣旨に賛同しその活動に参加する者で、運営委員会において確認された者とする。

3 部会には、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は部会委員の中から選出する。

5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。

- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 8 部会長は、必要があると認められるときは、部員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第15条 協議会の事業を実施するために、運営委員会の承認を得て、実行委員会を設置することができる。

- 2 実行委員会は、次の者を構成員とする。
 - (1) 関係する部会長及び部会員
 - (2) 各事業の趣旨に賛同する者
- 3 実行委員会には、実行委員長を置き、実行委員会構成員の中から選出する。

(部会間の調整)

第16条 部会間の調整は、運営委員会が当たることとする。但し部会相互の協議により協力する場合には、この限りではない。

(会計)

- 第17条 協議会の運営に関する経費は、会費、交付金、補助金、その他の収入を持って充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第18条 協議会は、会員から会費を徴収することとする。ただし、徴収を開始する時期および会費は別に細則で定める。この細則は、運営委員会で定め総会の承認を受けなければならない。

(報酬等)

第19条 協議会は役員、事務局員及び労務提供者等に報酬等を支給することができる。支給する報酬等については別に細則で定める。この細則は、運営委員会で定め総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更)

第20条 この規約を改正しようとするときは、総会において構成員の過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第21条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第22条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年12月10日から施行する。
- 2 役員の任期については、第9条の規定にかかわらず、平成29年度に選出された役員の任期を平成31年度総会までとする。
- 3 平成29年度の会計年度については、第17条第2項の規定にかかわらず、本会成立日から平成30年3月31日までとする。